

現行の計画	次期計画(案)	項目整理の考え方
第1章 総論	第1章 総論	
第1節 基本的事項	第1節 基本的事項	
1 (略)	1 (略)	
2 計画の位置付け	2 計画の位置付け	医療法第30条の4(医療計画)のほか、以下の法律に基づく計画であることを明記。 <ul style="list-style-type: none"> ・がん対策基本法第12条(都道府県がん対策推進計画) ・健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第11条第1項(都道府県循環器病対策推進計画) ・高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項(都道府県医療費適正化計画)
3～5 (略)	3～5 (略)	
第2節～第3節 (略)	第2節～第3節 (略)	
第2章 安心できる保健医療体制の構築	第2章 安心できる保健医療体制の構築	
第1節 がんなど主要な疾病の医療体制	第1節 がんなど主要な疾病の医療体制	
1 がん対策	1 がん対策(広島県がん対策推進計画)	広島県がん対策推進計画と一体化
2 脳卒中对策	2 循環器病対策(広島県循環器病対策推進計画)	広島県循環器病対策推進計画と一体化
3 心筋梗塞等の心血管疾患対策	(1) 脳卒中对策	
4 糖尿病対策	(2) 心筋梗塞等の心血管疾患対策	
5 精神疾患対策	3 糖尿病対策	
第2節 救急医療などの医療連携体制	4 精神疾患対策	
1～2 (略)	第2節 救急医療などの医療連携体制	
3 へき地の医療対策	1～2 (略)	
4 周産期医療対策	3 新興感染症発生・まん延時における医療対策	医療法改正による記載事項追加
5 小児医療(小児救急医療を含む)対策	4 へき地の医療対策	
第3節～第5節 (略)	5 周産期医療対策	
第3章 保健医療各分野の総合的な対策	6 小児医療(小児救急医療を含む)対策	
1～9 (略)	第3節～第5節 (略)	
10 リハビリテーションの推進	第3章 保健医療各分野の総合的な対策	項目追加【県独自】 <ul style="list-style-type: none"> ・がんや脳卒中、心血管疾患→治療に伴う副作用や後遺症等による生活の質の低下を防ぐとともに、早期に社会生活に復帰を目指す。 ・介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加→介護予防・重度化防止を实践する。
第4章～第6章 (略)	1～9 (略)	
	第4章～第6章 (略)	
	第7章 医療費の適正化(広島県医療費適正化計画)	広島県医療費適正化計画と一体化
第7章 計画の推進体制と評価の実施	第8章 計画の推進体制と評価の実施	
1～3 (略)	1～3 (略)	
資料編	資料編	